

木質バイオマスストーブ等設置補助金事業

【問合せ・申込み】 農林課 農地林務係 ☎773-6663

市では、環境負荷の少ない新エネルギーの導入促進と木材の利用拡大による地球温暖化対策をさらに推進するため、平成31年度より要綱を一部改正し、ペレットストーブやペレットボイラーに加え、新たに薪ストーブの設置経費に対しても補助金を交付します。

受付期間 5月7日(火)～6月7日(金)

対象者 (すべてに該当)

- ・市内に住所があること (または、交付申請年度内に市内に在住することが確定している)
- ・市税に滞納がないこと

補助対象

- ・設置場所が市内であること
- ・木質ペレットや間伐材、薪などを燃料とするストーブとボイラーの本体
- ・必要な付帯資材 (排気管など) と設置に係る経費 (設置工事費や運搬費など)

※中古品や装飾品類、掃除器具などは対象外

補助金額 (千円未満切捨て)

- ・予算額100万円
- ・個人住宅または事業所の場合 対象経費の1/4以内の額 (上限10万円)
- ・地域住民の利用する集会施設や農林業施設に設置する場合 対象経費の1/3以内の額 (上限15万円)

申込み 申請書 (農林課、大和・塩沢市民センターに用意、市ウェブサイトからダウンロード可) に記入し、見積書などの必要書類を添付してお申し込みください。

※申請年度につき1台までの申請

申請窓口 農林課、大和・塩沢市民センター

注意

- ・予算額を越えた場合は担当課で抽選を行います。
- ・交付決定前の事業着手は対象外
- ・設置完了後30日以内または平成32年2月28日(金)のいずれか早い日で実績報告書の提出が必要

木質バイオマスは、木材に由来する再生可能な資源です。(薪・木炭・チップ・ペレットなど)

南魚沼市観光事業補助金

【問合せ・申込み】 商工観光課 観光交流班 ☎773-6665

多様化する観光需要に柔軟に対応し、観光振興を図るための事業などに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付対象 観光振興を目的とする、市が認める団体

交付の条件 ・観光誘客事業である

- ・補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分している
- ・事業費が補助金の2倍以上である

補助金の上限額 100万円

特別な事情がある事業を除き、10年以上 (旧町期間を含む) 補助金の交付を受けている事業は、申請をご遠慮ください。

受付期間 4月15日(月)～5月20日(月)

必要な書類 事業実施計画書 ※申請書は、商工観光課まで (市ウェブサイトからダウンロード可)

選定方法 南魚沼市観光事業補助金選定委員による選定